

なぜ？退職しても『公務員』扱い 交通事故が年金にも影響？

教職員が安心して仕事をするためには、身分の保障と、安定した生活ができる収入の確保が大前提です。しかし、教職員が不幸にして交通事故を起こしてしまった場合、このような前提が崩れてしまいます。そして、それは現在だけではなく、将来の生活を脅かすものとなりかねません。

ひどい改悪 退職手当だけでなく、 年金にも影響が

昨年11月の野田首相（当時）による衆院解散が行われた当日、どさくさにまぎれ、国家公務員の退職手当引き下げが強行されました。

このとき同時に「地方公務員等共済組合法」が改正されました。

昨年8月にはすでに、地方公務員共済年金の「職域部分」が15年10月から廃止され、「年金払い退職給付」（仮称）が

導入されることに「改正」されていきました。

今回の法律改正のなかで、「服務規律維持の観点」という名のもとに、退職後の年金が支払われなくなる可能性が出てきたのです。

つまり、現役時にとどまらず、退職後までを通じた「信用失墜行為等」により、退職年金の全部または一部の支給制限を行うことができることとした点です。

すでに、退職手当においては、懲戒免職処分になったり、禁錮刑以上の刑罰を受けたりした場合

には、退職手当の全部または一部が支払われないことが定められています。年金においても同様の方向になった、ということですから、禁錮刑以上の刑罰を受けると、教員免許も失効することになります。

懲戒処分の半分 は交通事故

教職員が受ける懲戒処分が一番多いものは交通事故にかかわるものです。11年度の場合、懲戒処分に訓告等を含めた処分件数4319件中2606件【60%】が交通事故に起因した処分でした（文部科学省より）。

交通事故のうち、重大事故を起こしてしまい、正式に起訴された場合で、禁錮刑以上の刑に処せられることになると、教員免許が失効します（教育職員免許法5条4号および10条）。

また、公立学校の教職員の場合、禁錮刑以上の刑に処せられると失職することになります（地方公務員法28条4項、ただし、地方公共団体によっては、条例で例外を定めている場合があります）。さらに、このような場合には、地方公共団体の条例により、退職手当は支給されないものとされています（例外もあり）。

外されるような例も報告されています。このように、交通事故は、その程度によって現在と将来にわたって、教壇に立つことをできなくさせるばかりか、共済年金の不支給もあいまって、退職後の生活設計にも重大な影響を及ぼすことになるのです。

教職員が くらしを守る ために

通勤に自動車を使うということは、それだけ交通事故に遭遇する可能性が発生しますし、そして、加害者になってしまう可能性も発生します。特に、疲労や睡眠不足での運転は、判断力・注意力を低下させるため、危険を高めてしまいます。

職場の多忙化や長時間過密労働など、教職員のたいへんな労働環境を改善することは大切です。

同時に、きわめて過酷な状況の中で、奮闘されている現場の教職員のみならずを支えるために、全教自動車保険はつくられています。

重大な事故の場合でも、代理店 提携損保会社に加え、弁護士や専門家、そして組合がスクラムを組み、自分を守るために力を尽くすことができる自動車保険は他にありません。

教職員の現在、そして未来のくらし、そして教育を支えるのが、全教自動車保険です。



お気軽にご相談ください
大教済 06(6768)4326

【平日の9時半～17時半】

